
○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第21号 平成26年度松崎町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第21号は、平成26年度松崎町水道事業会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） それでは、31ページの24節になりますけれども、貸倒引当金繰入額、これは前のやつからの関係があるでしょうけれども、だいたい水道の関係は貸倒引当金は何パーセントくらいみているんですか。

○生活環境課長（齊藤昌幸君） 藤井さんは農協等でいって、その辺の経理の方はわかりかと思えます。通常、貸倒引当金は債権額に対して何パーセントという形でだいたい計上するかと思えますけれども、我われの方としましては、そのパーセンテージというのはなかなか言えないものですから、本当に悪いものについて今回ピックアップさせていただいた金額というふうにご了解いただきたいと思えます。

なお、この総係費の方の貸倒引当金繰入額126万4000円につきましては、平成10年度以降で所在不明の方の本当の不良債権という形で計上させていただきました。

ちなみに、特別損失の部分でも同じく貸倒引当金129万4000円を計上させていただいてあるわけでございますけれども、こちらについての分類は平成10年度以前の所在行方不明者という形で、2つに分類をさせていただいたものでございます。

いずれにしましても本当の・・・、銀行さんで言うと優良債権、倒産前の債権とか、いろいろ

ろ分類があるわけでございますけれども、その中でも一番悪い不良債権という形で分類させていただいた金額でございます。

○1番（藤井 要君）　じゃあ、これからもパーセントとか、そういう数字では出てこないということですよ。それはわかりました。

あと、これは町長の施政方針の中に書いてありますね。これは第21号議案、江奈地区の石綿管改良、この関係は31ページのどの辺に入っているんですか、この金額とか、わからないけれども。

○生活環境課長（斉藤昌幸君）　資本的支出の中の関係ということで、江奈地区の石綿管改良工事について、町長の施政方針の中で調査いたしますよという形ですけれども、今回この調査うんぬんにつきましては、我われの方でなんとか調査ができるだろうということで、今回委託で経費を盛らずに、我われ独自で、自分たちでやっ払いこうと考えております。

なお、調査するにあたって、現場の試掘工事とか、それから、水位計算等がもし必要となった場合には、この枠単の200万円の中・・・、その上に委託料200万円があるわけですけれども、これは枠単で設けてありますけれども、その枠単を有効利用させていただきたいと考えております。

いずれにしても、今回江奈地区うんぬんの石綿管改良設計委託等は箇所づけしておりません。自分たちでやらせていただきたいという考え方でございます。

○町長（齋藤文彦君）　江奈地区の石綿管工事実施設計委託は、公営企業委員会の中で、委員会の委員の方から話が出まして、もうちょっと考えて、自分たちの中でやれないかと、そして、そのお金を石綿管改良に回したらどうだろうかというような話が出まして、内部で話し合った結果、いま課長が話したとおりになったわけでございます。

○1番（藤井 要君）　それはそれでいいですけども、施政方針は3月4日、議会も3月4日、日付的にはおかしいような気がするけれども、あまり深く追求するのは、やめましょうか。じゃあ、それで結構です。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はございませんか。

○2番（福本栄一郎君）　13ページの債務負担行為に関する調書、事務機器等リース料と水質検査業務委託。事務機器は別として、水質検査業務委託、これは全体事業費が1640万1000円、これは平成24年度から向こう3カ年ですよ。24、25、26年度ですよ。この中でもう当初で1640万1000円は固定された金額ということですよ。変動はないという解釈でよろしいですか。

それと、債務負担行為にした理由というのを教えてくださいませんか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 全体額は変わりございません。

それから、債務負担行為をやった理由ということでございますね。これにつきましては、できるだけ債務負担行為で3年間をまとめて契約をすることによりまして、経費の削減を図りたいと思いましたので、3年間の契約という形でさせていただいたわけでございます。

○2番（福本栄一郎君） これは3年間同じですよ。じゃあ、今年の4月1日の消費税も含まれているということですか。そういった解釈でよろしいですね。

債務負担行為はいま担当課長の説明でやりますけれども、いろんな社会情勢が変化しているでしょう。業者にしてみれば、向こう3年間安定して、松崎町長と契約したらいいですよ。そのあいだにいろんな・・・、水質検査ですから、いろんな法的な改正があって、この項目を検査してください。何はカットされた。何は追加された。社会情勢がいろいろ変わってくるわけですよ。向こう・・・、先付け3年間で固定してしまうということ自体が私はおかしいなと・・・、だったら、毎年・・・。パソコン等だったら、継続性ということは考えられますけれども、こういうのは単年度契約で公正な競争入札でやらせた方が私がいいと思うんですよ。向こう3年間固定してやるということ自体が・・・、そのあいだに事情がいろいろ変化してきますよ。その辺の考え方はどうですか。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 確かに、議員のおっしゃるとおり、毎年毎年入札をかけた方がいいという形での方法もあるかと思えます。

いずれにしても、今回24年度に債務負担行為で3年間の契約を、入札したわけでございます。総額についてなるべく経費の方をある程度固定した形で、更に3年間という長期契約でございますので、できるだけ入札額の低減をもくろんだわけで、3年間やったわけでございます。

いずれにしても、議員がおっしゃるとおり、毎年いろいろその辺の検査項目など情勢が変わった場合にはどうしたらいいかというご意見でございますので、その辺につきましては、そのご意見を勘案しまして、次年度以降内部で検討協議していきたいと考えております。

○2番（福本栄一郎君） この回答はいいですけれども、平成24年度のために・・・、消費税がいま含まれていると言いましたね。そのときに予測できたんですか。平成24年のときに消費税が3パーセント増えるということは。教えてくださいませんか。

それから、基金ですけれども、緊急遮断弁が34ページに250万円、それで、一般会計のと

きに、総務課長にメニューを見せてくださいと言ったら、まだ配られていないですけども、ここに緊急地震・津波対策基金がありますよね。この辺の絡みはどうでしょうか。緊急遮断弁と言ったら字のとおり地震対策ですよ。一般会計からの基金の繰入金をお願いします。

○生活環境課長（斉藤昌幸君）　こちら水質検査業務委託の関係です。確かに24年のときにはいわゆる8パーセントうんぬんについてはなかったわけでございます。ただ、平成26年度の契約でございますので、この金額については、消費税を含めた契約とします。なお、我われの方は企業会計でございますので、受取消費税、支払消費税等で精算をして、最終的に国に納めますので、実質的な中身の金額、いわゆる実質支払額は変わりございません。それに対して消費税1.08を加算したものであるということでございますので、実質的な支払額は変わらないということだけご理解いただきたいと思えます。債務負担の実質の支払額は変わらないという形でございます。

それから、緊急遮断弁の修繕をするということで、これに関しまして、一般会計からの繰入金の絡みは出てくるかといいますけれども、一般会計の繰入に関するメニューに関しましては、メニューがあるわけでございますけれども、申し訳ございません。配水池の耐震化の事業費、非常用の給水タンクの設置工事、車載用の容器の整備工事、緊急遮断弁のみの設置事業、この4メニューが一般会計の繰入の該当事業となります。

今回私どもの方で取り上げさせていただいたものは、緊急遮断弁のバッテリーがもう弱ってきたから交換しますよ。点検しますよという、いわゆる修繕でございますので、メニューの該当には当らないものですので、繰入金の予算措置はございません。

○9番（一瀬寿一君）　ちょっと聞かせてください。反対しているんじゃないですよ。

31ページ、減価償却ですね、1096万5000円。これは、県の補助金、全ての補助金を、この額面を謳って減価償却が増えた。これは今年度からということだよ。

これは企業会計、水道・温泉全てだと思うわけですけども、この法律改正というか、この減価償却をこういうふうにしたというのは、県からも言ってきたわけでしょうけれども、このところをもうちょっと詳しく説明を聞きたいんですけども。

それと、貸倒金ですね。このところの126万円、これだけで済むのかどうなのか、まだたくさんあるんじゃないかと思うわけだけど、十何年間こうやってもう取れないということになると、決算上にも影響をしてくるわけですよ。その辺のあれがまだまだたくさんあるんじゃないか、これだけで出し渋っているのかどうか。その辺を教えてください。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） はじめに、減価償却の関係で、補助金等の減価償却が加算されるよという形で説明して、その内容についてということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、本来の資産というものは全部償却をすることが当たり前でございます。例えば、100万円の資産を買ったから、償却率を掛け合わせ、耐用年数に応じて毎年全部償却すべきものでございましたけれども、今まで企業会計制度ではみなし償却制度というものを適用してもいいよという制度だったんです。ただ、このみなし償却制度というのは、一方では松崎町でもやっていたけれども、やっていないところもあった。いわゆる全国一律じゃなかったわけでございます。このみなし償却制度というのは。

補助金部分の金額の資産の減価償却はしなくてもいいよというのがみなし償却制度でございますけれども、そうすることによって隣の町とわが町との経営状況を見比べてみると、透明性が確保されていないということで、比較できないということが生じるわけでございます。それじゃあ困るもので、全国一律的に補助金でもらったものについても全部償却し、現在資産がどれくらいの価値があるかを明確にしなければという趣旨のもとで、このみなし償却制度を廃止し、補助金部分についても必ず減価償却をしてくださいよという形です。

当然費用が余計に発生するわけでございますけれども、その部分については、補助金をどんどん、どんどん減らしておきなさいよ、減らさなさいよという形になるわけです。1000万円の補助金をもらって、その内毎年100万円、その部分の補助金相当部分の減価償却が生じたとすると、その部分はどんどん、どんどん100万円ずつ10年間で償却すると、最後の年には補助金というものはなくなってしまいますよ。残っているのは、ただの資産、残存価値しかありませんよということで、資産の実態が明確化になるよという趣旨のもとで、この企業会計制度が大幅な改正になったということでございます。おわかりでしょうか。

すみません。みなし償却の制度でちょっと長く説明して申し訳ございません。

貸倒引当金、今回計上させていただきました。いわゆる貸倒引当金というものは、近い将来、次の年以降で費用として見込まれるものはどんどん、どんどん引当金として計上しなさいよという趣旨のもとで、制度改正で設けられたものでございます。

当然のことながら、今回26年度で貸倒引当金から特別損失で25年度分として2つ上げさせていただきます。ただ、現実問題として、未収金でございますので、これからも債権回収が不可能なものは現実的に出てくるとは思います。したがって、この総係費の24節、貸倒引当金繰入額につきましては、額は別としまして、毎年出てくるかどうかはさておき、出てくる可能性は絶対あると思います。将来的には、いずれにしても、不良債権というふうに我わ

れの方でカウントしたものについては、今後、24節、貸倒引当金繰入額という形で計上をしていく予定ではあります。

- 9番（一瀬寿一君） わからないわけじゃありませんが、先に、不納欠損ですね。これだって、要するに、取れないものを計上していくということになると、要するに、これは粉飾決算も同じようなことになるわけですね。取れないものを計上してあるということですから。

その辺が後々、先ほど私が、金額的にどのくらいあるかということを知りたいんですけど、どのくらいありそうなのか。もう一回ちょっと聞きたい。

それと、これは県の方の法改正だということで、仕方がございませんけれども、そこどころどころ・・・、普通の民間会社だとね、普通だったらこれは償却じゃなくて、経費で落とすわけだよ。だから、もらったものは一応それだけ使えば経費で落ちる。だけど、この減価償却というのは、ちょっと私は耳になじまないなということがありまして、聞いているわけだけど、説明してわからないわけではございませんよ。わかるんですけども、こうやれば、こういうふうにして明瞭化されるというのはわかるんですけども、本来的に、補助金をもらって、それを今度は計上して、それを、早い話が減価償却というのは、私はちょっと聞きなれないというか、行政の仕組みなのかなと・・・、その辺をもう一回ちょっと聞かせてください。

- 生活環境課長（斉藤昌幸君） これからいわゆる不良債権が・・・という金額でよろしかったですか。ちなみに、貸借対照表の方の20ページをご覧いただきたいと思いますが、未収金が、貸借対照表の20ページです。繰り返しますけれど。2638万3640円ということで、平成27年3月31日にこれくらい残るだろうという貸借対照表でございます。

その内訳としまして、予定としましては、平成26年度が、現年度分が1400万円、それから、25年度、去年の分は100万円、24年度以前の残っている未収金が1100万円ございます。その中でどのくらい不良債権があるかといいますと、この辺はちょっとカウントしてみなければ、精査してみなければわかりませんので、また、この場ではちょっとはっきり言って数字を申し上げることはできません。その辺は了解してください。

それから、補助金で取得した資産について減価償却をこれからしますよという制度の改正でございます。いずれにしても、これは全国一律でこういう形でやりなさいよという指示があってやったわけでございます。そもそも資産を取得したら、もう次の年から資産の価値というのはどんどん減ってきますよということで、それが減価償却制度でございます。それと同じように補助金も下がっていくべきであるという解釈です。それに合致する資産の価

値と補助金の額はイコールにしておきなさいよという考え方で、補助金で取得した資産の部分も減っていくけれど、それに応じて補助金等も価値が減っていきますよ、だから、これは今回補助金は今まで資本勘定であったんですけども、負債勘定の方に移す形になったもので、負債というのは、資産の価値が減れば当然負債も減ってくるという、イコールの関係がバシッと決まったわけです。

ちなみに、参考までに借入資本金。これは当然借金です。ところが、これは今まで平成25年度まで借入資本金という、いわゆる資本の部であったわけです、これも全くおかしいよということで、今回、借金は借金だから、負債の部に移しましょうという形で、そういう経理にさせていただきました。

貸借対照表の方の負債の部のところを見ていただきたいと思いますが、20ページをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。負債の部の真ん中、固定負債、(1) 企業債、それから、その下の21ページの4番の流動負債 (2) 企業債というふうに2つに分けてあります。いわゆる負債の部の方に計上しました。

流動負債の方にも企業債があるわけです。これは、27年度で支払う元金を流動負債として計上しておきなさいよということです。固定負債はそれを除いた28年度以降の金額ですよ。いずれにしても、借金は負債の方に設けさせていただいたということでご理解ください。

○6番(土屋清武君) 7ページ、キャッシュフローの関係ですけども、これは初めて見たんですけども、説明がないものだから、ちょっと内容を説明願いたいです。

それで、先ほど貸倒引当金の関係ですけども、31ページだね。ここで、何件で126万4000円・・・、件数がちょっとわからないものですから、その辺を教えてくださいと思います。

もう1件、34ページですけども、緊急遮断弁の修理関係で、またバッテリーの交換というようなことですけども、これは修理箇所が何カ所くらいか。すみません。お願いします。

○生活環境課長(斉藤昌幸君) 1点目の7ページのキャッシュフローの計算、申し訳ないです。説明の方を疎かにさせていただきました。これにつきましては、今までの資金計画書と全く同じでございます。そういうふうにご理解してください。

それから、貸倒引当金、31ページ、その内訳ということでございますけれども、126万4000円ですけども、こちらにつきましては52件分でございます。ちなみに、特損の部分に

については31件分です。32ページの特別損失の貸倒引当金129万4000円は31件分です。

34ページの遮断弁の修繕の箇所は8カ所でございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 1ページの冒頭の説明を教えてください。今年度は使用水量が減るという見込みのわけですけれども、この推定、推計を出した根拠ですけれども、景気が悪いし、高齢化は進むし、悪い要素は頭に浮かぶわけですけれども、実際にやっていて、どういことがこの減の特徴があるかという説明をいただきたいと思います。

それから、収益的収入のところ、今年度取り組む工事の内容を説明いただいた上に、この後の工事の・・・、水源対策とかいろいろな・・・、キャンセルしたという経過もあるわけですけれども、一応当局が予定をしている来年、再来年にかけての投資というか、設備の関係の予定を説明いただきたいと思います。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） 2点の説明ということでよろしいですね。はじめに、1ページ目の総配水量等が減少したということでございますけれども、減の理由ということでございますけれども、こちらについては、いずれにしても25年の補正で見込んだ水量に対しまして伸び率というか、減少率ですね。これを98.7パーセント程度で見込んだわけでございます。ご承知のとおり、人口も減っておりますので、伸び率じゃなくて、減少率ということで計算をさせていただいたわけでございます。

それから、4条の改良工事があるわけでございますけれども、今回遮断弁改修、それから、金額では出てきませんけれども、石綿管改良の調査をするという形で、いろいろな仕事をもくろんでいるわけでございます。次年度以降につきましても当然石綿管改良工事も地震対策としてやらなければいけないものですので、その辺も優先的にやらせていただきたいと思います。ただ、昨年水源開発の関係等でご指導をいただいた部分につきましても、当然近い将来やらなければいけないもので、町長と内部でじっくりと相談して、また提案をさせていただきたいと考えております。

○10番（鈴木源一郎君） 1ページの営業全体の落ち込みの点ですが、確かに景気が悪いかから、伸びないだろうなということは予想がつくわけですけれども、例えば、民宿などの営業用あるいは個人とか、地域で、三浦地区の落ち込みがひどいよとか、ひどくないよとか、そういう特徴とか、何かそういう実績の分析を含めて予測をしていると思うんですよね。何パーセントというのは、もちろんわかりますから、あれですけれども、そこらの立ち入った説明をいただきたいと思います。

それから、投資は金額的にいくと、どんな大きさの予定が来年とか、再来年設備投資の予定が考えられるか、考えているかということですが、それと、町長にお聞きしますが、本会計は最後の方に企業債償還・・・、明細書にあるように、すごく膨大な借財を抱えて金利負担が元利返済負担が大きな、半分近いような負担を強いられて運営していつているわけですが、これは全国的な傾向だと思うんですね。各自治体が抱えている。

これらを社会問題にして、打開を図るといふ何か方策、考え方はどこら辺の・・・、町長の考えをお聞かせいただきたいです。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） はじめに、給水量の見込み減の内訳的な説明をということですのでよろしいですね。

ちょっと具体的なパーセント、数量とかはないですけども、一般的な傾向としまして、25年度と比較しまして、26年度は一般がちょっと減って、営業用は少し増える。それから、工場や官公署も減るだろうという形です。それから、公共というのは、いわゆる役場とか、いろいろなものを含めてですけども、これもちょっと増えるのかなという形で、具体的な水量は、1回あたり1 m³とか2 m³とかのプラスマイナスの表で計算をしました。具体的なパーセンテージうんぬんは全体で、先ほども申し上げたとおり98.7パーセントという、約99パーセントくらいだろう、1パーセントくらい減るだろうというふうにご理解をいただけませんか。

これについて、理由につきましては、先ほども申し上げましたとおり、景気の低迷、人口減ということが、我われとしまして、減少率を計上せざるを得なかったということでございます。

それから、投資の次年度以降のもくろみということでございますけれども、これから・・・、いま26年度の予算を上げさせていただきませうけれども、27年度以降の事業については、石綿管の改良工事を含めて、悪いところは直していきましょうという方針はありますけれども、具体的にちょっと箇所付けとか金額については、今後1年近く内部で調査、検討した上で、次年度の、1年後にまた改めて計上させていただくということをご理解いただきたいと思ひます。

それから、元利金が半分で、いわゆる借金が多いよということでございますが、確かに水道事業会計は設備投資をせざるを得ない体質を持っておりまして、松崎町ばかりでなく、日本全国全て設備投資会計で、原資がないものですから、お金がないものですから、借金に頼らざるを得ないと思ひます。これはもう傾向的には変わりはないと思ひます。

いずれにしても、今回利息で結構収益を圧迫するような形になるわけでございます。ただ、こればかりはどうしようもないもので、我われが借りるのは政府系の資金で利率がある程度固定されているわけでございます。幸いに、いま借りると利率は低いです。ただ、残念なことながら、償還表の方の古い部分については、5パーセント、6パーセントという利率があるわけでございます。じゃあ、これを前倒しで返せばいいじゃないかという理論にもなるわけでございますけれども、我われとしましては原資の方は、いま余裕資金の方が約1億円くらいしかありませんので、パッと返すと、次の設備投資にまたお金がなくなってしまう、また新たな借金を増やしてしまうという自転車操業になりますので、いずれにしても、前倒しで返す場合には、保証金を国に出さなければいけないもので、結果的に保証料の方が高くなって、逆ザヤになってしまう危険性があるので、今のところは定期的にこのように返した上で、将来的には料金の方も改正した上で、経営を改善していきたいと考えております。

○町長（齋藤文彦君） 鈴木源一郎議員の考えは、本当に・・・、皆さんそういうふうにと考えると思うわけですが、やっぱり内部でいろいろ話し合うわけですが、いま課長が言ったとおりで、なかなかうまく進まないわけでございます。

○1番（藤井 要君） 今年度の収益330万円くらいをみておりますよね。それで、まつぎき荘の水道料が814万円ほどみているんですよ。これは、まつぎき荘にかなり依存しているということになりますよね。

それで、まつぎき荘が今年度また赤字、そうすると5期目ですよ。来年度も赤字、そうすると6期ですよ。まつぎき荘の貸倒引当金は大丈夫ですかね。取れますかね。町長。

○町長（齋藤文彦君） まつぎき荘としては本当に一生懸命稼いで返すしかないなと思っているところです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号 平成26年度松崎町水道事業会計予算についての件を挙手により採決
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 1時58分)
